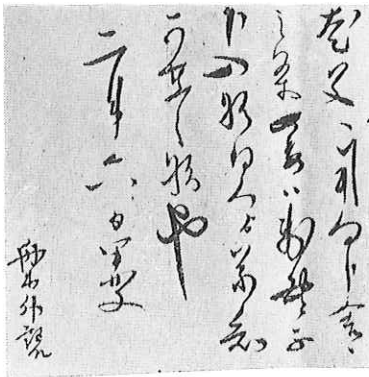


# 第八章 幕末期の動揺

## 第一節 天保の藩政改革

第八代藩主 寛政三年（一七九二）に、わずか十六歳で豊岡藩主を襲封して以来、多難な藩政に心労を重ね高行の襲封 ることすでに四〇年、久しく長病に悩み、ようやく老いを感じた高有は、かねがね隠退して藩



写249 京極高行（甲斐守）書状  
舟木直温（外記）に送ったもの  
（舟木直温氏蔵）

政を子息・高行に譲りたいと考えていた。

しかし、藩主の襲封・叙位には少なからぬ出費を要するため、積年の余弊で破綻に瀕する藩財政下では容易に志を果たせなかった。かくて、天保二年（一八三一）に至り、ようやく隠退の決意をした高有は正月十日、ついに同年四月をもって家督を高行に譲ると家中に内示した。

たちまち、その費用の捻出が藩重臣の双肩にかかってきた。

当時、江戸詰めであった舟木数馬に正月十三日、勝手方御用向、

すなわち藩主襲封のための資金用意に国元に立帰るよう内意が下された。

そして早速十六日、舟木は路用銀十一兩を拝領して江戸を出発した。

以下、かれの『御要用日録』によって、資金調達経過を探ってみよう。

二十五日、近江・草津に着くと、二十六日に杉山茂左衛門を訪ねている。杉山は豊岡藩の御用達商人であつたらしい。かれから国元豊岡より二月分江戸屋敷定用金の入手の報告を受けた。そこで御手許金月賦借用の礼を述べ、借銀返済が二月で完了するので引続き、その後の借財を申入れたが、茂左衛門に文政十二年の借銀も、いったん引受けたもののなかなか調達が困難であつたと予防線をはられた。それでも舟木はこのたびの襲封の御大礼にどうしても五〇〇兩の借銀を願うと申込んだ。まだ前の借銀返済もすまないうちにと洩られたが、せめて三〇〇兩でも月賦でなりと借受けたいと頼み込み結局、茂左衛門に西御門主様・桂様・御室様（むむろ）など京都の寺々からの借財の斡旋を引受けてもらった。

二十七日には丹波路を経て二月朔日、舟木は豊岡に帰着し、直ちに月番・堀四郎太夫に帰国の用件を伝えた。

翌二月二日、早速四ツ時より堀四郎太夫を始め勝田佐次右衛門・和田垣大記・古嶋又平・和田源左衛門・塚原源内ら藩重臣と会議をもち、「当時本国困窮中、急ニ上納金申付候とも相治リ申間敷候得共」何とか襲封のための総費用三〇〇〇兩のうち二〇〇〇兩を二月中に取り揃えて帰府するようにとの敵命を伝えた。話を聞いて一同は大いに「恐入驚」き、ことのほか財政逼迫で塗炭の苦しみの現在、前年冬には出石藩領で強訴があつたばかりで世情も騒然たる時節、昨年冬の二〇〇〇兩の御用金という話でさえ何かといっているのに、さらに三〇〇〇兩もといわれても到底、無理だと口々に列座の者は申立てた。



写250 『御要用日録』 高有の隠居のことを記している。  
(泉町・舟木直温氏蔵)

昨年暮の領内両郡二〇〇〇両の御用銀調達の時でさえ、二方郡の村々は三〇〇両を即金として残りは四月、城崎郡も四月か五月中に調達することを条件に、やっと請書を提出させたばかりである。元来、連年の凶作続きで金銀は不融通、米類は至って払底のこのごろゆえ粥をすすって暮らす者も多く、なかには飢餓におよぼんとする者も多い今日、どうしたものかと「各々肺肝を悩し」て話し合った。

二月二十日限りで二〇〇〇両を上納させ、残額は七月か九月、または初納を三月とし、翌年三月までに三回分納はどうかなど、いろいろ意見も出たが、ついに衆議は決しなかった。そこで舟木は

「此度之御趣意、困窮之御領中江大金御頼之儀苦々敷思召候得共、公刃ニ対し無<sub>レ</sub>抛御頼被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候ニ付、可<sub>ニ</sub>相成丈ケ憐愍を加<sub>ニ</sub>候上、一旦命令相発候上ハ不<sub>レ</sub>失信、総而正道之取斗大切ニ相心得心服致させ、御要用相済候様ニとの義ニ候間、幾重ニも下々之難苦ヲ相察、被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候上ハ一銭たり共<sub>（元）</sub>關候事不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>……」

と藩主の意を伝え、御用金は高割り・人別見付・間口割り・軒別の四方法があるが、見付割りにについては疑惑の高まっているおりから、依<sub>（え）</sub>怙<sub>（こ）</sub>ひいきが決してないよう慎重にと言葉を添えた。

そして二月四日は産物会所開きの日であるので避け、二月五日八ツ時（午後二時）に藩庁に町・在の代表を呼出し、堀・勝田・和田垣・古嶋・和田・塚原らの立合いのもとで、舟木から藩主・高有の隠居、高行襲封

の余儀ない事情を説明のうえ、町方には人別見付けと間口割りで、村々には高掛かりと軒別で御用金を賦課すること、御用金総額三〇〇〇両（銀にして一九五貫目）は、三月・五月と来春三月のそれぞれ晦日を限度に、各一〇〇〇兩ずつ分納することを申渡し、呼出し人一同に握飯と豆腐汁・漬物に酒少々を振舞った。ところで、このたびの襲封御大礼の入用の見積りは、おおむねつぎのようになっていた。

御大礼入用

- 二五〇兩 公方様・内府様・御台様・御簾中様など、將軍家への献上物代
- 二〇〇兩 老中・所司代・城代・側用人・若年寄・大奥女中・出入りの坊主など幕閣への進物代
- 二〇〇兩 御同席様方（諸大名）への振舞・挨拶
- 一五〇兩 御勤御道具類一式
- 一三〇兩 役人・供方諸士手当
- 三〇〇兩 任官口宣頂載の祝儀
- 二五〇兩 予備費
- 御隠居御入用
- 五五〇兩 御屋敷買入
- 六五〇兩 御普請入用
- 一五〇兩 移転費および雑費

の総計二八三〇兩であった。四月襲封のためには舟木は二月中に三〇〇〇兩を江戸藩邸に是非とも持帰らねば

ならない。

しかし、領内からの上納はどう見ても翌年三月にならねば皆納できない。そこで一時、取替え融資が必要となった。

藩庁は早速、丹後表・生野表・久美浜の富商に対する借財調達を始めた。

ところが二月八日になって三月の節句のものいりを前に、藩の経常費さえ不足をきたす事態となり、勘定方から御大礼費用の名目で集めた銀子を、いっとき経常費に転用させてもらえまいか、との伺いが出された。そうでなくとも下々で疑心深く心痛しているのにと、さしもの舟木も「右等之義、決而難成」とこれをしりぞけている。

こうした事態のため、借財調達は困難を極めた。前年暮、三六〇貫目を藩に融資していた渡辺太兵衛が返銀を藩庁から断わられて大いにもめた前例もあり、藩庁への疑心がはなはだ強かったからである。

二月十五日、宮津表で再三、再四の哀訴嘆願で、やっと五〇〇両だけ調達できたが、生野表での融資話は不調に終わった。

十九日には二方郡で御用金用二〇〇両と、御勝手御定用三〇〇両の計五〇〇両の都合がつき、二十日には草津の杉山茂左衛門が二〇〇両の引受けを承知してくれた。

正月二十一日には金一〇〇〇両が調達できたが、その金額には丹後札・出石札によるものが多分に含まれていたから、正銀にすれば八〇〇両にしかならなかった。

二月二十一日には豊岡を出発しないと、二月末の帰府の命令に間に合わない。同日、舟木は正銀一七〇〇両



写252 天保二年の江戸藩邸の決算書  
(泉町・舟木直温氏蔵)



写251 葛飾戴斗が画いた舟木外記直温数馬像  
(泉町・舟木直温氏蔵)

ても言語筆頭ニ詳悉致候事能はず」との感懐が付記されている。

天保二年五月十日、かくて前藩主・高有の隠居と、新藩主・高行の襲封行事が無事行なわれ同月二十四日、そのことが領内の村々に触れられた。

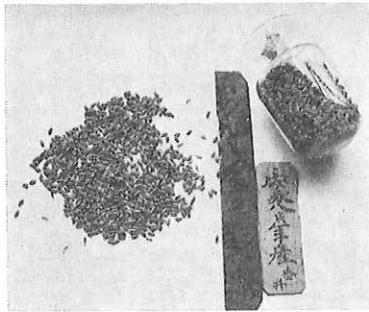
翌天保三年五月九日、新藩主・高行は藩主として始めて豊岡に入り同十二日、領内の重立つ者を藩邸に召出して御目見を行なった。

を勘定方から京都へ為替にして送金し、同日寅刻(午前四時)豊岡を出発した。

江戸藩邸には予定より数日遅れ、三月五日に到着し早速、藩主に復命している。

正月十六日、御用金調達の重大使命をおびて帰郷以来「万民へ莫大の御用銀申付、艱難致させ候」ことゆえ、この間に舟木は終始質素儉約を心がけ、日々木綿紋付に小倉縞の単袴で押通した。座敷の畳は大破して歩けば足に引っかかるぐらいで、三度の食事も麦に菜根を切込んだものを用いたという。

『御要用日録』の末尾には「此度の始末、と



写253 安永8年に飢饉対策として貯えられていた粃  
(中谷・松井一雄氏蔵)

天保四年の  
天領一揆  
この年の七月二十五日夜、瀬戸村へどこからともわからぬ回状が届き、強訴の呼びかけがあった。瀬戸村では村役人が村人の参加を抑えたので事は起こらなかったが、湯島の人びとは小浜（瀬戸村のうち）まで押掛けていったという。おりから久美浜代官所の役人が出張してきて説得したため、それきり収まったが、その後には瀬戸・湯島の人びとは久美浜代官所に呼出されて取調べられた。この結果、瀬戸村の人びとは帰村が許されたが、湯島の瀬戸屋忠兵衛が入牢となり、翌五年春になって、やっと赦免されたと伝えられる。この一揆については、これ以上、何らの史料も発見されていないので詳細を知ることができないが、天保四年の凶作で米価が騰貴したのが原因と考えられる。

いま、当時の全国的な米価の動向を見てみると、天保元年の石当たり七七匁七分が、同二年に七七匁三分、三年は六七匁五分と下落を続けている。ところが天保四年は凶作のため、にわかにならぬようになって、対前年比四二匁のもの騰貴となっている（中沢弁次郎『日本米価変動史』）。

こうした米価の騰貴のため、城崎郡河谷村のような農村でさえ、村人口一九九人中一一一人が難澁人として一人当たり二升七合余の御救米を五年三月三日に受けており、また六月にも七九人に支給されてい

る（『難波御恵頂戴覚帳』中谷・岡家文書）。

この米価高は四月八日の兵庫・青森をはじめ、九月から十二月にかけて江戸・大坂・小浜・広島など全国主要都市で打ちこわし騒動をひきおこし、県下では加古川筋でも九月十日から十五日にかけて七ヶ村におよぶ広範な打ちこわしを招いている。

但馬では湯島・瀬戸などに見られたわけだが、その理由を天保二年の『余業稼銀取調書上帳』で検討してみると当時、気比村の家数は一五二軒で僧侶・神官や老人などを差引いた一四〇軒三八三人が余業稼ぎをしている。このうち男子二〇二人は年間一三〇日間、縄・草履などの余業で一日三文ずつ稼ぎ、女子一八一人は麻草で糸をつくり、一日一文ずつ稼ぐと久美浜代官所に報告している。

湯島・気比・瀬戸などに農間余業・雑業に従事して生計を営む者が数多かつたことが、この地域で一揆となつた理由と思われる。

積年の借財に苦悩する豊岡藩では天保元年（一八三〇）、江戸屋敷の出費の削減をはかり、新年天保の改革

度の緊縮予算案を作成した。

藩主の御手許金六〇両を四〇両に削減するのを始め、在江戸藩士扶持方も二八六人扶持から二五〇人扶持に減じ、うち二八人扶持は隠居分の負担に切替えた。

月四八石六斗一升の諸費を三三石に押えたほか、御内所給金・御小人味噌代から、燈油・御用紙・筆墨代・布巾雑巾地代にいたるまで書上げ、一ヶ年の支出を前年度の金八一四両二朱・銀七分三厘から二五両削減し、新予算を金七八九両一分二朱・銀七分三厘に押えている。



しかし、既述したように第七代藩主・高有の隠居と第八代藩主・高行の襲封には三〇〇〇両の多額の出費を要し結局、藩内に御用銀の賦課を強行するよりほかなかった。

こうした強引な御用銀賦課は領民の不穩を招くおそれがあり、新藩主も領民の動向には十分に意を配る必要があった。

そこで天保三年二月十七日には下意上達の手段として、「達聰箱」と称する投書箱を町口高札場に設置し例月、藩主の前で開封することとした。

そして同年三月七日、舟木外記を執政に任じて藩政改革に当たらせた。

六月二日に御趣法変えということで、まず藩士の数を削減し、七月には御勝手方御趣法書を発して出費の節約をはかるとともに、領内に上納米不足分の皆済を厳命した。また八月には儉約令を発した。

高行襲封のための御用金も諸費用が思いのほか安くあがったので、残金の一部を勝手方用途にまわしたが、なお残金二〇〇両を生じたので、これを町・在の者に割戻したところ、町・在一同は万歳を唱えて喜んだという。

そして新たに御改革の御助力として、町方・在方ともに一〇貫目ずつ七ヶ年の猷銀を願った。

こうした諸措置が功を奏し、天保三年末の藩庫には約一〇〇〇両の剰余金が生じ、天保改革はまずは上首尾でスタートを切った。

ところが同年閏十一月十九日、またまた江戸の藩邸が類焼の憂目にあった。窮乏下の藩財政では再建も困難で、差当たり藩主の住居の再建だけにとどめ、表座敷はしばらく見合わせることにしたが、それでも当座の普

請入用は約一〇〇〇両、その他の入用二〇両を要し、藩費のみでは賄いきれず、十二月朔日には町民の献金を受け、翌四年には両郡村方に三〇貫目の献銀を命じている。

城崎郡中谷村では高掛かり六〇六匁七分四厘・家別七八匁五厘が課せられ、銀札にして総計六九八匁四分九厘を二月と七月のそれぞれ晦日を期限内に上納している。

藩主・高行は人心の荒廢を恐れ天保四年、学館を取立てることを考え、柴田鳩翁の高足である大坂の心学家・原田道立を招き、領内に心学道話を講ぜしめた。これは、やがて天保六年の藩学・稽古堂の創建に発展していった。

天保四年の凶作では藩庁が御救米を支出したり、備荒貯穀のため固寧倉（貯穀蔵）を創建させたりしたが、これが天保飢饉のさい役立ったことは後述のとおりである。

藩首腦の懸命の努力で、飢饉のなかにもかわららず天保四年末には御余銀が約三五〇〇両、同五年には約一五〇〇両、大坂御余銀約一二〇〇両に達し、天保七年正月には江戸諸向きの借財二三貫九六匁五分二厘、金にして三六八両余が返済されて、旧借一六一貫七七六匁二分四厘も片付き、御家中の御借米が戻された。天保八年正月、藩政改革に出精の舟木に四〇石が増加され、また一同に御賞美があった。藩主御手許金も一〇〇両増額支出され、両郡の在・町に義倉金一〇〇両ずつ計三〇〇両も支出されて、藩財政はようやく正常に戻った。天保七年春にも再度、領内に条令を発した。

一、倫理五常を守ること

二、農業に専念すべきこと

三、儉約につとめること

四、礼儀を正すこと

五、慈善の奨励

六、善行者の表彰

七、村役人に風俗の匡正を命ず

八、達聰箱を活用すべきこと

九、訴訟に際し、藩庁へ取入るなど情実にとらわれる行為を取締まること

一〇、百姓が商を兼ねることの禁止

十一、年々の出水で勝手方不如意のため天保三年以来、藩主も率先儉約中である

など、その内容ははなはだ倫理性に重点がおかれたもので、かつ具体性に富むものであった。

ところが天保九年春、豊岡藩はまたまた莫大な臨時出費を強いられることとなった。藩主・高行が院使馳走を命ぜられたのである。このための費用は五〇〇〇両と目され、舟木・和田垣・神矢らの藩士はまたまた御用金調達のため奔走せざるを得なかった。

丹後の久美浜で稲葉市郎右衛門・小西林蔵・山本嘉兵衛らに日夜、談判してようやく三八〇〇両を借受け、江州・松居吉右衛門に一〇〇〇両、そして江戸で伊勢屋三郎右衛門に七〇〇両の計五五〇〇両を調達した。

しかし、入用額は、およそ四三〇〇両ですんだので、調達銀は二五〇〇両にとどまり、残額一八〇〇両は藩庫の所有銀で賄ったという。天保改革の成果で藩庫によりやく余裕が生じていたことが察せられる。



写254 豊岡藩御法制の写し(京町・舟木直温氏蔵)

この後も藩庁は貧農に農具料を下賜して荒れた田畑の起返しを奨励するなどの種々の勸農策をとり、ますます年貢増徴に積極的に取り組んでいる。

天保九年から豊岡藩では藩の諸制度の見直しに取組み、「御法制」「御制度記」と「政事筈」「年中行事」の取調べを始めた。豊岡京極藩の発足以来の諸規則を整備し、その一層の徹底をはかるためのもので天保十一年七月、その成果が『御法制・御制度記』と『家格之義』として藩士一同に示された。

いまその内容を舟木家文書『天保御法制・御制度記』から要約して、以下に示すこととする。

藩士に対する「御法制」については代々、儉約令を発しているものの連続していないため、心得違いの向きもあるようなので、このたび改めて古格に従い、永年の法制として発布するというもので、全文十三ヶ条から成っている。うち、主要な一〇ヶ条は次のとおりである。

一、藩士の席次は明和年中の定め通りとし、給人（禄を与えられる者）以上と無足列（扶持米を与えられる者）以下は言葉遣いに至るまで、格式・階級を乱さぬよう礼儀を正すこと

一、文武に出精すること

一、衣服は、肩衣は給人以上は絹服、無足列は袖太織。以下、足軽は木綿。履物

の皮鼻緒・雪駄・白足袋は禁止。刀・脇差の柄は吉田柄に限る。婦人は木綿を着用、絹物は不可、鼈甲に似たバチャウセンなどの髪飾りは禁止

一、中小姓以下の家族は蛇目傘・青張日傘・惣塗下駄などは禁止

一、葬式の供の者は白麻木綿に限ること

一、饗応は親族に限り、また一汁一菜二肴限りとすること

一、年始・祝儀の餅・酒は禁止。吉凶事の餅・赤飯・夜食も禁止

一、出入りの在・町人の家に立寄り饗応を受けることは禁止。縁先での休憩は可。役儀上の音物も禁止。た

だし野菜などは袂に入る程度なら可

一、贈答は親族に限り、額は五〇文まで

一、戒名は御用席の殿号、番頭以下の院号、大小姓以下の院・居士号は禁止

以上、年々領内の水損で年貢収納も不定ゆえ、万石以下の旗本程度の格式でなくては非常の際はもちろん、平常とても立行かぬのでかく仰出されるのである。もつとも御借米中の現在のことゆえ、この定めより節約するぶんについては勝手次第であると述べている。

ついで『御制度記』は全文二十二ヶ条から成る。主要なもの九ヶ条を抜粋する。

一、家老以下席次の定め

一、衣服の制は寛政八年の定めにより、吉凶事・年中行事の際について規定

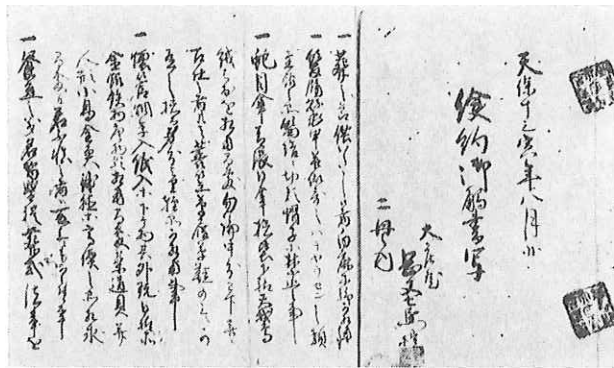
一、御用の供揃えは中老以上は両轡付馬のほか若党四人・鎗持・箱持・長柄傘持・草履取・沓籠持・合羽籠

持各一人に駕陸尺四人の計十六人。以下、用人・番頭・給人・大小姓・中小姓・御徒小頭・御徒役人と供数は漸減、御徒以下は物持一人だけ。ただし御借米中は御用で出向く際もなるだけ減員のこと

- 一、元服、婚姻、養子縁組みは、結納の品、宴席、お供の人数など、格式により規制。給人以上の婚姻祝儀は、のし三方、吸物、蝶花形、銚子一对、鳥台のほか、膳は一汁三菜、焼肴、汁、平皿、飯に限るなど
- 一、葬式の供は家老の場合は幡・菓子各四人、花、燈籠各二人、松明・湯・茶・香・膳・位牌・天蓋各一人の計十九人で棺舁は別。以下、御用の供揃え同様格式により差があり、御徒小頭以下士列は総数七人だけに制限
- 一、石碑は家老は総五重で竿石二尺一寸、笠石・蓮座・台石・積石とも惣丈四尺八寸。以下、格差があつて足輕小頭以下は二重で二尺までに限る
- 一、位牌は家老は宝珠笠・台三重で惣丈一尺五寸。以下、格差があり足輕小頭以下は台一重惣丈六寸まで
- 一、端午節句・上巳節句の飾物は用席は幟三本と粗末な飾籠・太刀三品、内裏雖は三対と粗末な飾り小道具三品。一代限り御徒小頭以下は幟一本、内裏雖一对で飾り物は禁止
- 一、居宅の制は天明八年の古格による。家老は三六〇四二坪・玄関・向破風つき  
以下、屋敷の面積・玄関・式台・門長屋・門・塀・出格子・番部屋などのしつらえに格差があり、給人以下では出格子禁止、既設のものは早々に取払うこと。最下層の足輕小頭以下は一〇〇十二坪、足輕以下は縁取り畳は禁止

以上、その内容は格式によっておどろくほど詳細に示されており、徹底した差別規制がなされている。

こうした規制が、果たして藩財政の再建にどれほど有効であったか疑問であるが、『御法制』の後書に大名



写255 天保13年8月に豊岡藩庁より出された『儉約御触書』の写し。煙草入れ・紙入れに金銀鉄物や輸入品を用いないことなど、細かなことを定めている。(河谷地区・岡満夫氏蔵)

ながら旗本なみでなければ藩財政が立行かぬことを述べ、規制以上の節約は勝手次第と支配階級の体面維持までもかなぐり捨てて顧みぬ姿勢は、その決意のなみなならぬことを示している。

『御制度記』はともかく、『御制度記』の規定は、その実行が眼に触れやすいものだけに藩士たちには大きな規程効果があつたものと思われる。領内の町人・百姓に対しても天保十二年冬、天保十三年五月と儉約の規定書を発しているが、同年八月二日には領内の両大庄屋はじめ五町名主・村々の庄屋・年寄に対し、幕府の改革の御触書を伝達し、とくに大庄屋にはその徹底方を指示している。

天保の改革は藩財政の窮乏に悩む藩首脳にとつて、もはやはないあがきであつたと思われる。天保末年にはしだいに外圧が迫り、海防施策が藩に大きな負担となつてのしかかつてくる。豊岡藩では弘化二年(一八四五)、紀州藩儒・遠藤白鶴を招聘して実学の振興をはかったが、第八代藩主・高行はこうした窮状のなか弘化四年九月二十九日、江戸の藩邸で没した。

出石藩の減知と  
天領の村々  
天保六年十二月九日、出石藩主・仙石久利はその封地五万八〇〇〇石のうち、二万八〇〇〇石を削られて出石藩は三万石の小藩となつた。

原因は、つぎの理由によるものであった。

既述したように文政期以降の藩財政の窮乏化のなかで、その再建策をめぐって家中に対立が激化しつつあったが文政七年三月、出石仙石藩第六代藩主・仙石政美が二八歳の若さで死亡し、世子がなかった。

このため、後嗣の選定会議に出席のため江戸に下った藩老・仙石左京は、一子・小太郎を同伴していたため家中の疑心を招き、反左京派に御家乗取りの口実を与えることとなった。藩内の抗争はこれを契機に一層こわじて、ついに反左京派の河野瀬兵衛は天保四年六月、江戸に出て老中に駕籠訴するに至った。

こうして家中の内紛は、公儀の庭に持出されることとなった。

公裁は寺社奉行・脇坂安薫の手によって進められ、ついに天保六年十二月九日、仙石左京は獄門に処せられた。左京一統の者のうち二名が死罪、一〇名が遠島・追放に処せられている。世にいう仙石騒動がこれで、家中不取締りの責めは藩主にもおよび、出石藩の減知となったわけである。

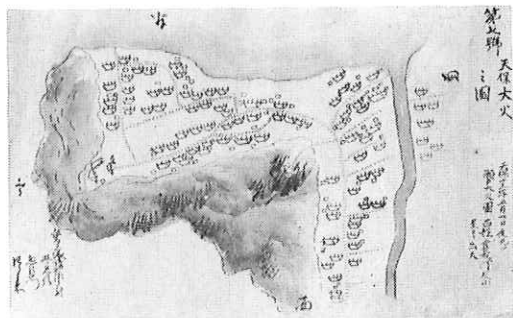
出石藩の減知によって、豊岡市関係では、つぎの村々が天領に組込まれた。

中ノ郷・引野・土淵・加陽・清冷寺・伏・八社宮・上佐野（いずれも気多郡）の村々である。

出石藩領の上知については翌七年二月、領内の大庄屋・庄屋十四名が江戸に下って、反対訴願を行なったという。領内の富農層が、藩への融資の踏倒しを恐れたことであろう。

減知によって出石藩の財政は、ますます困難となった。天保七、八年ごろの藩債は三万六〇〇〇両に達していたという。藩庁では藩士の禄米の借上げを実施したのを始め、天保十一年五月には産物会所を復活し、領内産生糸の専売制強化を進めるとともに、天保十一年から十二年にかけて一三〇名にのぼる大幅な藩士の削減と





写256 瀬戸地区の天保大火古絵図  
左が北。焼失家屋に□印がついている。



写257 瀬戸大火のとき瀬戸村が久美浜代官所にあてた  
借用証文

緑米の減額を行なっている（宿南保『但馬史4』）。

天保十一、二年も但馬地方は凶作となり百姓は困窮したが、天領の瀬戸村では天保十三年五月、総戸数九一戸中七六戸が類焼する大火があり、困窮した村方では夫食代と小屋掛け料・農具代に一軒当たり金七兩の貸付けを、十五ヶ年賦の条件で久美浜代官所に願ひ出た。しかし九月になって、代官所からは小屋掛け料として一戸当たり金三分、農具代に銀三匁六分四厘が五ヶ年賦の条件で貸与されたにすぎなかった。

加えるに享保以来、豊岡の上・中・下の米価平均値段に一定の増銀を加える石代銀納方法から、天保十三年には御改法ということで豊岡御蔵前値段の四割五分安、一〇ヶ年季糶増しによる年貢上納に変更を命ぜられた。

久美浜代官所管内の但馬四郡の百姓は石代一件について仕法を従来通りに戻して欲しいと嘆願し、その代わり向後

一〇ヶ年間、十五歳から六〇歳までの男はすべて夜なべ仕事に一夜にわらじ一連ずつを作り、その代銀を取集めて上納することを申出ている。

村方の試算によると、奈佐組十一ヶ村四五七軒でわらじが四〇〇連、一連のわらじ代銀を二分として八〇匁となり、但馬四郡の天領村々約四〇〇〇軒では四〇〇〇連・代銀八〇〇匁、一ヶ年でおおむね二四〇貫目、一〇ヶ年にして二四〇〇貫目に上ると計算されている。ただし、この嘆願は果たして代官所に提出されたかどうか明らかではない。

## 第二節 天保の飢饉

### 飢饉の惨状

すでに述べたように、天保四年夏の関東・奥羽の凶作は全国的な米価騰貴をひきおこし、打ちこわしの瀬発となったが、豊岡藩領でも飢饉に及ぼんとする者多数を救えた。

藩庁は同年、在・町の窮民に対し二三〇石のお救米を難洪の軽重に応じて支給するとともに、在・町の富農・富商に要請して一三三石三斗の賑給米を供出させている（『舟木外記事蹟』）。

天保四年に続いて、その後も五、六年と年々、凶作となった。天保六年四月から六月にかけて八度の出水があり、ことに五月二十日から二十一日にかけての大洪水では苗腐りがおこり、豊岡盆地の百合地村など三〇ヶ村では大屋谷から生野はおろか、丹後・丹波あたりまで苗を貰い歩いたが結局、苗不足で稗を植えるより仕方がなかった。加えて八月二十四日には妙見山（八鹿町）に初雪が降るなど気候不順で、秋口の取入れも早田では東に一升

五合、晩田は東に三、四合の収穫しかなかったという。

天保六年八月、一三〇匁から一四〇匁の米価が秋には一五〇匁・七年正月には一八〇匁・四月には二三〇匁から二六〇匁にも騰貴した（百合地『斉藤伊兵衛家文書』）。

このため中谷村では六年八月、隣村の大篠岡から米十四石を買受けて難波人二七人に安値で頒布しているし、河谷村では六年十二月十日、村内の貧農七戸・四六人が非人願いを申出たのに対し「御領家之者、非人と相成候てハ苦々敷事」と藩庁はこれを差留め、代わりに一人当たり米六升・きび四升五合・大根三貫三〇〇匁ずつをお恵みとして給付している。

ただし、非人・物乞いは差留められたものの、この人たちには以降、羽織・下駄・傘の使用や人並みの交わりは堅く無用を申し渡されている。事実上の非人扱いである。翌七年八月には難波の者六軒・二三人に対し病人・子供・老人を除く一〇人に一日おきにお作事稼ぎを命じ、一人米三合ずつが支給され、作事に出られぬ十三人には一日にいりご（砕けた細米）二合が支給された。

そして、天保七年と八年には、いわゆる「申酉の大飢饉しんゆう」がおこったのである。

天保七年は春から長雨が続き、気温も低かったから全国的な大凶作となり、但馬では加えて出水にたびたび見舞われた。

このため米価はおいおい騰貴し、天保七年末の豊岡の米価は石当たり銀一二〇匁にもなった。出石・豊岡・久美浜などの城下町には乞食が集まり、犬の糞の魚の骨を取って食べ、道ばたに落ちていた梨のしんまで拾って食べたといわれる。

久美浜代官所支配下の庄村の『万知歳代記』によると、天保三年秋には米値段はすでに一升一〇〇匁の高値となつているが、本村役人から米一俵を十七軒が受領したのをはじめ、天保七年の秋には医師の白藤当春（岡本等春）から米一俵・本村から稗二俵・冬には隣村から稗一石・奈佐谷十一ヶ村から米二俵の給付を受け、天保八年春には、宮井村庄屋・治右衛門の取計らいで久美浜代官より稗十七俵、すなわち軒別に一俵ずつの貸付けを受けている。また「当節のくいけ（食氣）一切の事」として「申（天保七年）秋より藁いりご・くず（葛）・まお（真麻）・からすうり・野びえ・ほうばこ（大葉子）・せいり（芹）・ひいる（野蒜）・松の皮・田螺たにしにて、（渡世）とせいをくりかね、よんどころなくかつへ死致候」と、食べられる野山の植物は何でも食べたことが記されている。

このような飢餓地獄の中で、顔や身体が青ぶくれとなり、ついには、「申年十二月から戌年三月まで（一年四ヶ月間）に、二〇人ばかり死去」する者を出している。

氣比村の旧・善念寺の『過去帳』によれば、氣比村では昼夜の別なく他人の家に上がり込んで物を盗み食物をあさり、村内の富農が粥の焚出しをしても、なお食物を求めて野荒らしが横行したという。

豊岡藩領内でも、福田村の新宮寺から提出した『指上申す檀数減少の事』（天保十一年六月）には、近来の飢饉によって檀那六〇軒の内、七軒が絶家となつたことが記録されている。

豊岡藩の救護策  
豊岡藩では、すでに天保六年の凶作で藩の米倉も空に近くなつていたから七年八月からは、かねて手当てしてきた困（貯えた糶）をすり立てたり、困（麦を窮民に貸与した）。また、一五〇

〇両の資金で米を買入れて困窮人に支給したり、十五歳以上六〇歳までの困窮者は人足や木こりをさせ、その

作業場で麦三合ずつと昼食時に粥を支給することにしたが、おいおいその人数が増加して、ついには粥の用意が間に合わなくなり、人足仕事を三日交替にしなければならなかったという。

九月からは水損場所の普請人足に雇用して、一人一日米五合・錢一〇〇文ずつを与えることとしたが、十月末からは積雪のため、この堤防普請も中止した。そして、町方・在方に粥小屋を設けて一人当たり一合ずつを施したが、遠方の者には雪中の難儀を考え、一〇日分ずつ蔵屋敷で小麦か、いりご一合と昆布・糠味噌少々を与えることとした。この人数はおよそ一〇〇〇人、町・在の施粥人数一二〇〇人と合わせて二二〇〇人が食に窮していたわけである。

また、八月からは町・在ともに二ヶ月か三ヶ月猶予で利息も平常より三〇匁安の貸米を行なった。豊岡藩は、年貢の額は毎年、検見取りと決まっているが七年からは低率の銀納が許された。一方では酒造は全面禁止となり、桶春は封印され、在・町ともに在米を調べて帳面に書上げさせ、他町・他村への移出を禁止した。

藩庫の払底から豪農・富商に調達銀を申付けたが、その額はおおむね一二〇〇両に達した。十二月朔日からは町方世話人が寄合い、会所を建てて米を抛出し施粥を行なっている。村々でも重立ちの者が同様に取計ったが、なかでも九日市下町の渡辺七郎左衛門などは十一月から一村内の困窮者をすべて引受け粥の焚出しを行なったので、七郎左衛門の居村だけは他からの援助は一切、要しなかったという。

翌八年二月に入り飢餓状態は一層つゆり、村々だけでは施粥が困難となったので藩庁ではついに、在方では城崎郡で三ヶ所、二方郡で四ヶ所にお粥小屋を建てて極貧者への給与を行なった。この人数は在・町合わせて一五〇〇人、領内遠隔地では村役人に米麦を日々計って渡させたが、この人数が二一〇〇人、合わせて三六〇〇

表90 粥米供出者一覧

供出量	供出者	住 所
68 <small>俵斗</small>	弥三右衛門	福 田 村
41	幸 平	九日市下町
28	孫左衛門	一日市村
28	利左衛門	新屋敷村
28	八郎右衛門	下 陰 村
28	五郎兵衛	一日市村
19	忠右衛門	福 田 村
19	五郎右衛門	〃
19	五郎右衛門	大 磯 村
16	安右衛門	野 上 村
14	与平次	九日市上町
14	利右衛門	庄 境 村
14	治兵衛	高 屋 村
12	重右衛門	宮 島 村
12	六郎右衛門	一日市村
10.3	重郎右衛門	中 谷 村
10.3	源左衛門	江 本 村
10.3	卯左衛門	一日市村
8	重兵衛	梶 原 村
6.3	周 平	今 森 村
6.3	六郎左衛門	河 大 磯 村
6.3	九郎兵衛	大 磯 村
6.3	八郎左衛門	妙 楽 寺 村
6.3	三郎右衛門	九日市下町
6.3	義 平	戸 牧 村
6.3	久次郎	福 田 村
5.3	喜右衛門	立 野 村
5	河 谷 村	
合計	462俵3斗	

『難渋人御救帳・立野村御小屋』（天保8年2月）による

○人に達している。

また、二月中より有志の者が拠出した米の量は、六八俵を提供した者を筆頭に合計一三〇〇俵にのぼり、総計米一四四四俵と金子一六〇〇両が四一〇六人の救恤に支出されたと『舟木家覚書』は記している。

この記録は、最終的なものではない。『御美政抄』には天保七年八月から十二月の間に、固寧倉を開き富裕の者に論じて米穀を救恤した人数は五〇〇〇人余。この他にも飲食を与えたり、寒暑には衣類を施与し、病人には薬餌を、耕作に従事する者には魚肉を与えるなどし、その救恤金は二五〇〇両余に達したと記している。

立野村お粥 豊岡藩の救護策を、河谷村庄屋・岡又右衛門の『難渋人御恵頂戴覚帳』などの記録からさぐって  
小屋 見よう。河谷村では天保七年十二月二日、極難渋人七軒・三五人を御蔵所に呼出し一人当たり一

〇日分として小麦五合・いりご五合・糠味噌一〇〇匁・こんぶ一〇〇匁を、また十二月二十八日には別に六



写258 天保年間の『難波人御救帳』(河谷・岡家蔵)

軒・二人に小麦一合ずつを一〇日ごとに、いずれも翌八年二月七日まで支給している。これらの十三軒の者には翌年正月十五日から昼夜、縄をなわせて御蔵所に持参させ、これを買上げているが正月三十日からはお作事に出て働かせている。

ついに村々ごとのお救いも限界点に達し、藩では村方の三ヶ所、すなわち立野村のお宮・上陰村・九日市中ノ町村のお宮でまとめて施粥をすることとなった。立野村のお粥小屋の世話は、岡又右衛門と中谷村庄屋・市郎右衛門の二人に命ぜられ、両人は隔日ごとに勤めることとなったが、難波人のうちから律義者が三人選ばれて米つきや粥焚人足に当てられた。施粥をうける者は、当初は河谷五七人・中谷三六人・百合地八一人・庄境

三九人・梶原四〇人・新屋敷四一人・立野六〇人・日撫三六人・六地藏四〇人・一日市八四人の計一〇ヶ村一五九軒・五一四人の難波人中、お作事に雇用される一〇一人や奉公に出かけたものを除いて老人・子供・病人など四〇五人であった。

二月十一日のお粥は、白米三斗二升に水一石八斗を入れて焚かれている。一人当たりの白米量は八勺(およそ二〇<sup>グラム</sup>)にもならない量である。施粥は昼に一回だけである。難波人の数はおいおい増えて、四月十八日には一〇ヶ村で六六七人となり、粥米も一日に五斗三升、それに昆布一四〇匁を加えて焚いている。

ついに日々の施粥記録は四月二十日をもって「こんざつ故、これより書

きとめ申さず候」と中断しているが、施粥は新米が出廻る八月晦日まで続けられている。

施粥に要した米二一五俵、白米で七九石八斗六升一合、お救い延人員九万九千五百人であった。この世話に對して、又右衛門らは金二〇〇疋ずつ藩から「ご褒美」を頂戴している。

また、藩では村々に医師を巡回させて施薬に当たらせている。すなわち、八年三月十四日にはお触れがあつて、三吉文明と中田龍慶の両医師が廻村するから「難病人共の内、病氣の者は」受診しなさい、これは殿様からのおはからいだから「御薬礼」のことは心配しないようとのことであつた。五月ごろにも、難病人のうち病人は両医師に受診するよう重ねてお触れが廻り、茂七の女房や弥右衛門ら五人ばかり施薬を受けているが、河谷村で難病人が十三軒・五七人もあると記録されている中で、施薬を受けた者が五人ばかりとは、お触れにもかかわらず薬礼を出さずにはおられない現実が、そこにはあつたのだろうか。

町方でも、豊岡の町方でも、事情は同様であつた。天保八年正月には米穀が払底して、近來まれな大高値と救い　なり石当たり銀二〇〇匁、八月下旬には二五〇匁から二七〇匁にもなっている。『佐川家文書』

によると、京口町ではこのため天保七年九月十七日から十月晦日まで町内の富商九人の拠出銀で米八石が廉売されたのを始め、十一月二十一日から大晦日まで白米八斗、翌八年正月から三月二日までに白米一石八斗四升が町内有志八人の手で粥として施され、町内三〇〇人の住民のうち一〇八人がその恵みを受けたとある。また、二月九日から七月までに米四四石が町内の重立った者の負担で安売りされている。

藩庁でも、御勘定所より難病人の夫食買入れのため町々に拝借銀を貸与したり粥の支給を行なつたが、天保八年八月の一日一人玄米五勺を二七六人に施したのを最後に「去秋以来の御救い……以上永々之義難三行届」



と九月朔日よりの打ち切りを宣告している。

米価は八月下旬に最高値を示し、九月には大下落した。九月三日には半値以下の一二〇匁になっている。しかし、それでもなお九月十六日には京口町の三十六人に一人米一升・小麦一升の支給がなされ、十月にも町役人の願い出によって勘定所は奉公手当銀二貫目を貸与している。そして、十一月二十六日に四〇人に一升五合ずつ、十二月二十日にも三升ずつお救米を支給した記事を最後に、天保飢饉は記録から姿を消している。

史料によって人員や金額に多少の違いが見られるが、『舟木外記事蹟』によれば、天保七年八月より翌八年十一月までのお救い人数は五〇〇八人に達し、一人白米三合二勺の賑給米の入用は一五四貫九七五匁を要したが、この他にも衣類の支給四八七人・施薬四五一人・農業の御手当て二〇四七人を数えたという。

十二月、藩庁はお救い筋の町人に銀・酒料若干を下賜して、その労をねぎらっている。

八代村（日高町）の光頭寺の『過去帳』は「諸国とも御領主より救ひ米、或は金銭賜り有徳の者は町人百姓皆々施す。（中略）豊岡公は仁心浅からず、冬より八月朔日まで諸処にてかゆを賜る。其上、人別に米銭を賜る」と豊岡藩の施策をたたえている。

### 第三節 幕末の政情と豊岡藩

海岸防備

十八世紀末になると日本近海には、しばしば外国船が出没するようになり、幕府はその対策に頭を痛めるようになった。

すなわち、安永七年（一七七八）にロシア船がクナシリ島に来航したのを始め、寛政四年（一七九二）にはロシア使節・ラックスマンが根室に来て通商を求め、文化元年（一八〇四）にもロシア使節・レザノフが長崎に来て、同じく通商を求めた。

このため老中・松平定信が寛政五年、自ら相模の海岸を巡視したのを始め寛政三年・同十年・同十二年・文化三年（一八〇六）と、あいついで浦付きの村々に対し異国船来航の際の措置について触れを発し、また伊能忠敬に享和元年（一八〇一）に諸国の測量を命じた。

伊能は以降一〇余年を費し日本全国の沿岸を測量して回ったが山陰海岸には文化三年八月、鳥取から海岸沿いに浜坂・城崎温泉あたりを測量して丹後・宮津に至ったのは既述のとおりである。

このとき豊岡領二方郡指杭村では、八月十九日に測量役人一行十四人から村ごとの海防絵図の提出を命ぜられていた。その後文化十一年一月にも姫路から豊岡に入り、一月二十一日には出石郡で測量を行なっている。こうして北辺防備によりやく目が注がれつつあった文化年間、但馬地方の人たちにとってそれが全く杞憂でないことを示す事件がおこった。

文化五年十月十八日夜、朝鮮人十三人が美含郡一日市村に漂着したのである。

事件は直ちに出石藩庁に通報され、出石藩は藩兵三〇〇人を出動させて漂流者を出石に連行した。この際、出石藩兵は鎧・兜の戦時武装に身を固め、十一挺の鉄砲を発射して氣勢をあげ、応援の豊岡藩兵一〇〇人も大砲を一発発射して、さながら戦争の状態であったという。

この事件が契機となったのか出石藩ではこの年、領内各組に夫人足四五〇人を割当て、海防のための人足徴

発計画を作成している。

漂流朝鮮人は、その後には大坂を経由して長崎に送られたが、朝鮮人の漂流事件はその後もつづき、文政十三年には美含郡境村に、安政六年には同郡下浜村、また慶応二年（一八六六）には二方郡諸寄村に漂着している。文政八年に幕府は外国船打払い令を発し、海防の強化をはかった。豊岡藩でも同十一年には藩士の甲冑改めを行ない、同十三年二月には丹波・柏原藩の星合与市にかけ合い国富某を招いて百目玉如神御筒などを鑄造し、続いて十月には壹貫目玉筒、天保十四年二月にも五百目玉筒を製作するなど、海岸手当てとして大砲などの武器の調達を進めた。そして天保十三年には二方郡指杭村の字中くずしに鉄砲場二ヶ所の造成をはかったが、このとき久美浜代官所支配の清富村との間に山論がおこっている。

天保十四年三月には久美浜代官が但馬海岸の検分のため同月五日、久美浜陣屋を出発し城崎郡下宮村を経て同日昼に豊岡に入り、湯島を経由して同日夜に津居山に一泊、翌日は瀬戸村を通って美含・二方両郡を回り、その帰途の十一日夜、湯島村に宿泊、翌日は氣比・田結の村々を視察している。

海防対策としての軍備強化は当然、財政負担の増加を伴う。豊岡藩では天保十四年八月、領内に海岸御手当



写259 豊岡藩が鑄造した大砲の型紙  
(泉町・舟木直温氏蔵)

て献金を課し、天保十五年には久美浜代官所領の丹後・熊野郡湊宮村白浜で大砲の発射訓練を行なっている。以後、年々これを試みるとともに、同年十月一日には家中総勢六〇〇人

の藩兵を高屋村に繰出し、前代未聞といわれる大規模な練兵訓練を実施している。

嘉永二年四月十八日、豊岡藩は領内村々に回状を發し、軍立御用人足の調達準備を命じた。因州藩よりの連絡で、隱岐国の海辺に異国船が出没し、いつ上陸するかも知れぬとの情報があったからである。

二方郡高末村では早速、『軍立御用人足取調規定事』を定め、いつでも軍立ての節は庄屋・岡右衛門が御用玉薬箱持ち二人・鉄砲箱持ち六人の計八人の百姓を引連れ、早々に軍令場に駆けつけると届出ている。

久美浜代官所でも翌三年二月十九日、但馬海岸取調べのため丹後・但馬両国の支配村々に海岸の距離・水深の実測などを記入した下調べ絵図と報告書を提出させ、四月六日から九日にかけて代官（増田作右衛門）自らも津居山港周辺の村々を巡視している。

こうした情勢のなかで、豊岡藩では次のように注目すべき画策があった。

嘉永三年二月、おりから駿府加番の藩主に随行中の木下主馬・舟木老之助兩人から十三日付で、豊岡藩庁留守居の谷口十郎左衛門・田村源五右衛門あてに極秘書簡が送られている。

それによると兩人は二月三日、河内丹南藩・高木主水正正坦の家老・小田左近右衛門と会談した。その際、当年三、四月ごろ夷賊が兵船五〇〇艘ばかりで渡来し、戦争となる模様であるとの話であった。

そこで舟木ら兩人は豊岡藩領分の海岸は小里ばかりであるのに天保八年のモリソン号事件で幕府から海防が指示されたとき、但馬海岸一円は豊岡藩一手に仰付けられた。このため従前にまして武器・兵員を増加させたが、何分一万五〇〇〇石の小藩・豊岡藩ではせいぜい一里の海岸防備を持ちこたえられれば上出来で、およそ十三里にも及ぶ但馬海岸を担当するなどは到底、行届きかねる。

昨嘉永二年十二月の幕命では隣藩からも援助するように命ぜられたが、現在の出石藩の情勢は到底、人数を差出せる能力はなく村岡藩も藩財政は相応ながら武備は充分とは言い難い。かつ両藩とも津居山湊までは遠距離であつて、急場の間に合いかねる。また、丹後・因幡は大藩であるが、いずれも地元の警備が手一杯で、とても多分の援兵は期待できそうにない。そこで、但馬海岸の防備は、出石・村岡藩にも高割りで分担してもらふようにして欲しいものだと話しておいた。

後日、小田から便があり帰宅後、日本地図で確認したところ仰せもつともである、急の細工には参らぬが、公辺のためにも豊岡藩のためにも、安心できるよう取計らいたいとのことであつた。

なお、返書には豊岡藩は藩主始め下々まで至極堅固の家風で、足輕小者に至るまで武芸の世話も行届き、諸事感服の至りである。江戸表の同志の者にも貴藩の様子を伝えたところ、大いに感賞していた。機会があれば老中・松平和泉守乗全の膝下にも話しておくので、そのうち老中の耳にも入るであらうと記してあつた。

もし老中・松平和泉守の耳に入れば、かつて上知された旧領が豊岡藩の預地になるやも知れないし、そこまです期待できなくとも、海岸防備の担当が但馬国内の三藩の高割りとなることは造作もないことと思われ。先年、水野忠邦が老中であつたとき海防上、上知分が御預地となれば公辺のためにもなると内願し、内命があつて、ほとんど実現しかかつていたのに、うっかり賄賂を贈らなかつたばかりに、にわか沙汰止みとなつてしまひ、まことに残念なことであつた。それで、重ね重ね上知分の御預りは豊岡藩のためばかりでなく、公辺の御為であると強く申述べておいた。右のようなよい手蔓ができたので至急、但馬海岸の詳細な絵図を送つてほしいという文言であつた。

こうした豊岡藩の画策はついに成功した。嘉永四年十二月に美含郡海岸の防備分担任は出石藩に代わった。しかし、豊岡藩永年の宿願であった上知分の御預りはついに実現を見ないで終わった。

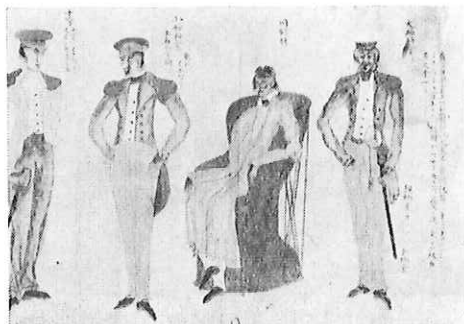
嘉永六年（一八五三）のペリーの来航を契機に幕府はついに和親条約の締結を余儀なくされたが、海岸防備は諸藩にとって一層ゆるがせにできない問題となった。

豊岡藩では嘉永三年十二月八日、谷口十郎左衛門に海边防禦御警衛のため藩主の名代として出馬を命じているし、翌四年二月二十三日には舟木老之助が海岸検分のため二方郡を巡視している。こうした緊張状態にあつたから、ペリー来航にも強い反応を示した。当時、江戸にあって舟木は『御要用日録』の六月三日の条に「浦賀へ亜米利堅船渡来、江戸騒動、彼制し吾順したがふ」と簡潔ながら、その際の事情を的確に記録している。そして六月十二日には早速、藩主の内命を受けて古嶋武輔を召連れ、浦賀に視察に出かけたりしている。そして六月末から京坂に上り、甲冑やケーベル銃の調達に奔走している。また安政元年（一八五四）には九日市村で藩兵の洋式訓練も始められ、翌年二月六日には藩主自ら二方郡海岸の検分に出かけている。

出石藩でも同年八月十一日、藩主が二〇〇余の藩士と美含郡領内の庄屋ら一〇〇人を引連れて美含郡を巡視した。

そして安政五年十二月四日には幕命を受けた外国奉行の堀織部正・駒井左京ら一二二人の一行が軍艦で北海巡視の途次、津居山港に一泊し翌日、豊岡に入って養源寺で豊岡藩執政・堀四郎左衛門を引見し、二方郡海岸や円山川沿岸の詳細や明細を提出させ、豊岡周辺の地勢を検分している。

こうした幕府・諸藩あげての異国船防禦対策は、ますます多額の臨時出費を強いることとなる。



写260 舟木外記直温が持ち帰ったオランダ使節一行の画像  
(泉町・舟木直温氏蔵)

豊岡藩では札幌維持のため嘉永五年二月十七日、町方へ一〇〇〇両・在方三軒に二五〇両、丹後の山本善次・小西林蔵兩人に六〇〇両を始め、総額四〇〇〇両もの莫大な御用金を命じたが、またまた嘉永七年二月四日には異国船一件につき町役人を藩庁に呼出して一六五両二分もの献金を命じている。

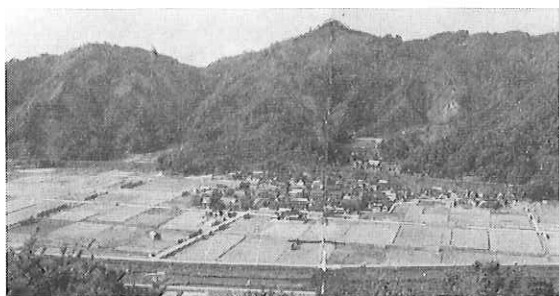
安政二年には幕領・私領に対し毀鐘鑄砲が令達され、豊岡藩でも十二月五日に領内寺院に釣鐘の供出が命ぜられ、切迫した海防問題がひしひしと民衆にも看取されるようになった。

久美浜代官領の村々でも嘉永六年十二月、「海岸御備向用途」について献金が命ぜられた。

但馬四郡の天領村々の庄屋は『郡中申合規定』をきめ、儉約を申合わせて御用金に応じた。このとき城崎郡瀬戸村では北前船主の大江甚助の二五〇両を始めとして、平右衛門が八〇両、甚兵衛が五〇両、畑上村の幸右衛門が三〇両、駄坂村の市右衛門が二五両を献金している。大江甚助にはこれを賞せられて子孫まで苗字を名乗ることが許され、その他の者には褒美銀が与えられている。

異民族の侵攻の危機に、但馬地方の富農商層の取組みは献金協力のみならず、一層の積極性を見せた。

円山川河口の防備を担当する豊岡藩では文久二年（一八六二）五月、津居山に十一センチ口径の砲を、瀬戸・氣比には一〇貫砲を備え、三ヶ所に砲台を築いて和田垣大記をして指揮にあたらせるとともに、文久三年には二方郡の海岸防備に農民を動員する計画を進めた。



写261 御米蔵もおかれて、二方郡における豊岡藩の拠点であった対田村付近 (浜坂町・中井寿孝氏・提供)

文久三年三月の『二方郡海岸防禦行軍帳』によると大砲・鉄砲・長柄・小荷駄の諸隊からなる防衛隊は、豊岡藩士古在覚太夫・尾藤多治兵衛・田宮伊八郎・田村源之進・舟越譲之らを指揮官に香椎大明神・管神社・札川明神・十二社権現の各神主を含む、地元の百姓が、それぞれ農兵として配置されることとなっている。農兵に指名された四三名の神主や百姓は、農兵訓練の心得方について起請文をしたためている。

そして七月二十日には豊岡でも十町名主・組頭らが呼出され「農兵御取建之義は御領中の在・町は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、其外非常御備のためにして、今般改めて其方共え農兵被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候……」ゆえ、家業繁多の中ながら一層、武芸の稽古に出精するようにと申渡し五町名主ならびに端町名主ともに非常の節の農兵取締役差添えを申付けた。八月十三日には農兵奉行が新設されている。農兵には武術の稽古が許され、有志の者は武術の稽古勝手たるのみならず、従来こっそり襲蔵してきた甲冑など武器類も勝手に所蔵することを許した。農兵の訓練は小田井町の場合、二日と十二日に槍術稽古・三日と十三日に砲術稽古が、農兵奉行の指揮下で師範の指導を受けて行なわれることとなったが万一、故障の場合は他町の稽古日に出席してもよく、また農兵に出たい者は町奉行・御郡奉行に申出るよう、農兵に出ない者でも武芸を心がけたい者は庄屋を通じて御郡奉行に申出るようにと申渡している。

(『岩崎家文書』)。



外寇の危機からとはいいながら、幕藩封建体制下の支配階級武士の象徴であり特権であった武器の所持と武器の練磨は、農兵・町人など民衆の間にも公然と認められることとなった。

これにひきかえ、天保末期から弘化年間にしばしば行なわれた甲冑改めに際し藩士・岩崎主鈴は、  
「此度甲冑所持之有無御尋被<sub>レ</sub>仰付候ニ付……兼て具足岩嶺所持仕候得共、及<sub>二</sub>大破……近年売払、其後心掛候得共相応之品も見当不<sub>レ</sub>申候ニ付……」(岩崎家文書『口上覚』)

甲冑を所蔵していないことを届出ている。岩崎家は、天保十二年の分限帳では知行高一〇〇石・御物頭・大御目付とあるから藩内では一〇指に入る上級藩士である。

こうした上級藩士ですら長年の窮乏生活で、幕末には甲冑が大破して修理もままならず、武将の象徴・甲冑ももはや所持していなかったのである。武士階級の権威も、そしてその実力もいまや大きく失墜していることが察せられるのである。

出石藩でも、嘉永二年十月十七日に藩士・多田弥太郎が藩主の眼前で大砲の試射を行なったのを始め、翌三年五月には練兵の制を定めたが、嘉永四年十二月の村替えによって美含郡境村以東、田久日村に至る海岸部の二五〇〇石余の村々が出石藩領となり、海岸防備の負担が大きくなって練兵の制度は一層、強化されることになった。

#### 幕末期の藩政

弘化元年から嘉永三年までの六ケ年も大凶作が打続き、但馬地方での水呑・小百姓たちの困窮ははなはだしかった。

豊岡藩では、こうしたなかで弘化三年十一月、十町二ヶ村の人別一〇六人に銀五五貫余の献金を命じ、三ヶ

年賦で上納させることとしたが、とくに弘化四年の數度におよぶ洪水で近年稀な凶作となり、田方收穫は皆無の状態となり年貢納入さえ全く困難となった。このため同年末には領内の極難洪人に一人当たり米三升・稗五升ずつの支給を余儀なくされた。

また、嘉永四年にも領内の極難洪人に一日一合一勺、月当たり三升一合五勺の夫食米を、並難洪人には月に米五合ずつを支給しているが、これらの費用はおおむね領内の富農商層からの抛金によって賄われたもので、町方からの銀二貫五〇〇匁は、人々志別金八貫七〇〇匁と、町方名主が財力に依じて町内に割当てた十二貫八〇〇匁の銀があてられ、在方からは銀一〇貫目が抛出されている。

ところで、ここで豊岡藩財政の基盤となる年貢の収入状況を見てみよう。

安政元年の年貢収入は城崎郡の物成・小物成・口米くちまいの総額は四〇四一石七斗八升一合三勺、二方郡一八一二石七斗五升九合で、兩郡の取り米合計は五八五四石五斗四升三勺であった。翌安政二年は城崎郡分が四九一七石五斗六升四合七勺二才、二方郡分が一八三五石五斗七升三合で、兩郡取り米合計は六七五三石一斗三升七合七勺二才となっている。ただし、この年は悪作のため城崎郡で四五三石三斗五升二合、二方郡で一三三石三斗四升三合の計五七六石六斗九升五合の減収であったという。したがって、豊岡藩では平年作の年貢収入でも総額七三二九石八斗三升二合七勺二才ということになる。

こうした藩の財政収入では、既述したような天保期以降、年々増加する海岸手当での多分の出費は到底、賄い切れるものではない。

加えて嘉永三年二月五日にも、江戸藩邸の御屋敷・御長屋・御土蔵などが類焼している。領内の窮民に対す

る御救米のみならず幕末期の豊岡藩財政は、豊岡の町方商人の経済的援助がなくなるとは、もはや立行かなかつたと考えられる。

出石藩においても、事情は同様であった。

天保十一年五月に産物会所が再開されたものの、天保十四年にはまたまた藩内の権力争いがもとで機能を停止し、銀札信用も低下して、弘化四年正月には七〇匁換えから六五匁換えに下落、四月には三〇匁換えに暴落してついに引替え停止となってしまった。

弘化四年の大凶作や嘉永三年九月の洪水被害は財政難の出石藩にとって、より一層の困難をもたらしたに違いない。

こうしたなかで嘉永四年十二月七日、出石藩は突如、養父郡二四ヶ村の上知を命ぜられ、代わりに養父郡で四ヶ村、気多郡で五ヶ村、美含郡で三八ヶ村が与えられ、差引き二五二二石の増高となった。

加増になって家中喜びにわいたものの、出石藩にとっては海岸防備の負担がそれだけ膨張することとなった。窮乏する藩財政は結局、領民にしわ寄せされるが出石藩の場合、豊岡藩におけるような城下町商人の経済援助は期待できなかつたようである。

天保十一年ごろ、凶作のためでもあろうか、出石郡三宅村は久美浜代官所に嘆願して六二兩を拝借しているが、天保十四年正月には拝借金は元利合わせて七九兩・永（永楽銭）二〇〇文となった。久美浜代官所ではこのうち半額を取立て不能と見て欠損として落とし、残る半額の三九兩・永一〇〇文を無利子・十三ヶ年年賦で返済させることとして、三宅村庄屋・安左衛門の田地一町三反二七歩を質地に書入れさせているのである。

こうした状勢は、天領の村々においても例外ではなかった。

弘化二年二月に城崎郡奈佐谷の村々庄屋は、連印で久美浜代官所に石代銀納値段の引下げについて愁訴しているが、それによると城崎郡の天領村々では享保十一年の上知以来、貢租負担が年々増加し、寛政年間の勘定方組頭・勝与八郎の巡検以降、石代値段の決定が豊岡米の上中下三段平均の四分増しとされたが、その後の天保十二年の勘定方・高階平作の巡検後は三ヶ年間、豊岡御蔵米上米値段平均の四分増しと極めて高値にきめられた。せめて寛政度の御仕法に戻して戴きたいが、無理なら十月中の豊岡御蔵米上米平均値段の五割安に定例の増銀を加えた石代値段に引下げて欲しいというものであった。

しかし、この願いは取上げられなかったうえに、弘化二年の出水で多分の減収となった。

そこで翌三年正月には、またまた城崎・二方両郡七七ヶ村の庄屋が連印して久美浜代官所に、両郡は「平生ゆりごと唱へ秕<sup>しいなもみ</sup>糲<sup>ら</sup>糞土交りのまま粉に搗いたものを食するほど貧しい村々であるのに、天保七年の凶作では多額の借銀を背負い込んだ。その借銀がまだ返済できないでいるところに年々、高率の年貢を仰付けられ免<sup>（免許）</sup>相<sup>（七ヶ八割から一〇割）</sup>も七、八ツ、一〇になる村もある。百姓どもは農間に養蚕・藤布・炭焼きや、冬と春には京都・大坂・因州などへ出稼ぎして、かろうじて年貢を納入している始末である。何とか石代銀納の値段を配慮して欲しい、と繰返し愁訴した。

しかし、これまた却下され同年九月、またまた三度目の訴えを両郡村役人の連印で提出した。このときは当方は存外の違作で、かたがた人気も穏やかならずと、言外に不穏をちらつかせて銀納値段の引下げを強要している。

しかし、これも却下され弘化四年正月、四度目の愁訴を繰返すのである。

そして嘉永三年には七月二十九日から八月六日にかけての大雨でまたもや凶作飢饉となった。すでに弘化五年末の凶作で御田粃なども枯渇していたから、城崎郡内の富豪は銀二〇〇貫余を出し合い、越前米二〇〇〇俵を買入れて難渋人に焚出しをしなければならぬ状態であった。

度重なる洪水で川欠（荒地）となった田畑も多く、これらの砂入り川欠地の起返しには莫大な費用を必要とした。嘉永三年十二月、二方郡二六ヶ村・城崎郡十一ヶ村・美含郡六四ヶ村は、今度は大坂町奉行所に鴻池屋善右衛門他一〇人から銀子拝借を得たいと願ひ出た。

この起返し計画によると反別二六九町二反四畝十九歩五厘の土地の開発に、人足賃として銀七六五貫目を借受けたというもので、条件は嘉永四年から慶応元年までの十五ヶ年年賦で元利合計一一三五貫四〇匁を返済するとしている。

鴻池屋善右衛門らは、これに対し大名貸しの滞りで資金難であること、年賦貸しの例がないこと、多額かつ新規の取組みであることを理由に融資を断わったが結局、極難渋の八〇余ヶ村に対し一五〇〇両だけは融資に応じた。しかし村々ではそれには満足できず翌四年二月に再度、大坂町奉行に銀二〇〇貫目の借用を嘆願し、ついに五月、銀三二貫目を年八朱の利息で一〇ヶ年年賦返済条件で借入れることに成功した。

こうして幕末期の但馬地方の村々は、凶作飢饉を引金に年々、莫大な負債を抱込んでいったのである。

幕末期の政情不安には但馬地方の人びとも強い反応を示し、尊攘運動に身を挺する人びとがあ

尊攘派の台頭

いついだ。



写262 田中河内介顯彰碑（香住公民館）

った。

河内介は中山家の家臣・田中近江介（字）綏長の養子となつて諸大夫に任じられ、やがて中山家出入りの勤王家と志を通じ、次第にその間に重んじられる地位にたつた。

たまたま文久二年、公武合体派の雄・薩摩藩主の父の島津久光が国事周旋のため上京するに際し、河内介らは島津久光を擁して勤王の旗挙げを目論んだ。しかし、久光はこうした過激な計画を嫌い、藩士を河内介らの集結する伏見の寺田屋に送つて暴発を押さえようとしたが、志士たちが聞入れず、やむなくこれを斬つた。

このとき、河内介父子と甥の千葉郁太郎らは捕えられて大坂薩摩屋敷に監禁され、その後、事件に関係した薩摩藩士らとともに海路、薩摩に護送されたが過激派の頭領と目されて久光の忌諱に触れていた河内介らは、その途次に播磨灘の船中で斬られ死体は海中に投ぜられた。ときに河内介は四八歳。その子・左馬介は十七歳

文化十二年（一八一五）、出石郡香住村の医師・小森正造の二男に生まれた田中河内介がその嚆矢（こうし）であつた。

彼は藩儒・井上静軒に学んだのも天保六年、京都に出て摩島松南・山本亡茸らに学び、やがて塾を開くに至つたが天保十四年、亡茸の推薦を受けて参議・中山忠能の家臣となつたことから運命は大きく転換してい

であった。甥の千葉郁太郎も日向・細島で討たれている。ときに十八歳。河内介・左馬介親子の殉難碑は、小豆島に建てられている。

また出石藩でもこのころ、高橋甲太郎や多田弥太郎が活動を開始した。高橋・多田はともに藩校の弘道館に学び、藩儒・桜井一太郎・井上謙蔵らの教えを受けたが、その後に江戸に出て昌平黌に入った。

多田はその後、弘道館教授に任ぜられたが海防問題が高まるとともに次第に関心をそこに向け、長崎に遊学して高島流西洋砲術を学んだ。嘉永二年に出石に帰り、藩主の御前で木製砲の試射を行なったことは既述した通りである。

嘉永七年、出石藩にまたもや継嗣問題で内紛が生ずるや四月、江戸に出奔し藩主の姻戚の岡藩主・中川久昭に上書して幽閉の身となり、同志・高橋とともに獄に下った。獄中七年のうち、文久二年に藩の実力者・堀新九郎（笑山）が処分されてようやく赦免された。

多田は獄中であって『時務略外』『海防雜議』『關蝦夷策』などの数多くの尊攘論の草稿をものしたが、これらはすべて多田の死後、焼却されていまは残っていない。

高橋も獄中で『攘夷策』を草し、水戸藩士の手を通じて徳川斉昭に献呈したと伝えられる。

多田は文久三年二月、ふたたび出石藩に召出されたが、翌三月には京都に上り、出石出身の中条右京を通じて姉小路公知卿に接近していった。文久三年四月には姉小路の摂海巡見に随行している。

この年八月の、いわゆる八・一八政変で公武合体派に敗れた多田・高橋らはそのまま長州に走り、やがて十月の生野義挙に参加するため但馬に立戻った。

義孝破陣ののち、多田は京都に走って再起計画を進め、このため再度、但馬に立戻ったが養父郡寄宮村の旅宿で出石藩士に捕えられ出石への護送途次、養父郡浅間峠で刺殺された。時に三九歳であった。

高橋は破陣後、長州に走り諸隊に投じたが慶応二年の征長の役で戦傷を受け、その傷がもとで翌三年、これもまた雄図空しく死去した。時に四四歳であった。

多田・高橋らの尊攘派の出石藩士を中央舞台に引上げたのは、中条右京である。

右京は出石藩の足軽・吉村重国の長男に生まれたが文久二年三月、京都に上って押小路家に仕え、その後には姉小路家に転じて中条右京の名を与えられた。

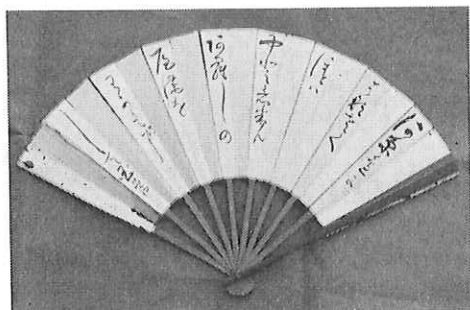
三条実美とともに宮中の攘夷派の中心人物であった姉小路公知は文久三年五月二十日夜、朝議を終えて下向の途次、刺客に襲われて重傷を負った。このとき従者四人の中にあつて右京一人が現場に踏みとどまって主君を護衛し、その功で姉小路家の用人格に取立てられた。

右京はその後、丹後・但馬海岸の巡視の命を受け、八月七日にはその防備策を朝廷に建白している。この年十月、生野義孝に参加して事破れ長州に逃れる途中、神西郡猪笹村で土民の襲撃を受けて銃弾に傷つき、ついに自決して果てた。時に弱冠二一歳であった。

豊岡領での勤王の魁まがけとしては今井三郎右衛門有忠があげられる。今井家はもと丹後の宮津に住したが、のち豊岡に移ったので屋号を宮津屋と号し、三郎右衛門を襲名して代々、町役人の家柄であった。

父・三郎右衛門成績は国史に通じ、吉野の史蹟を追慕してしばしばそこに遊び、また京坂の碩学・大家と交遊して田中河内介とも親交があつたという。このためか家業もようやく傾き、四男の三郎右衛門有忠が家督を





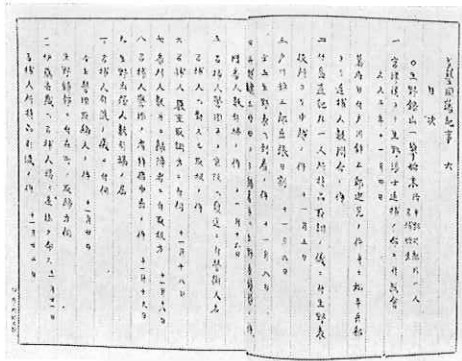
写263 平野国臣の筆蹟（元町・作花慶一氏蔵）

ついでころは、はなはだしく<sup>つとやく</sup>逼息していたという。有忠も父の影響で勤王の志厚く、文久年間には京都に上って家を捨て、八鹿出身の勤王家・西村敬蔵を頼った。

宮津屋三郎兵衛と変名して諸藩の志士と交わり、ついに元治元年六月に京都木屋本町の池田屋に吉田稔磨・宮部鼎蔵らと集会して謀議中を新撰組に襲われて縛らされた。六角獄に投ぜられたが、たまたま禁門の変で七月十八日に獄中に斬られた。時に四六歳であった（『贈位諸賢伝』）。

豊岡藩家中では、木下弥八郎が勤王で知られる。壮年時代に江戸藩邸に勤務中、水戸藩諸儒の教えを受けて水戸学に通じ天保十四年、父の跡を襲って家老に任ぜられるや水戸弘道館の学規にならない、藩校の学則を整えて大いに藩学の振興に尽くした。つねに士気の奨励と勤王論の鼓吹につとめ、文久三年の生野義拳では首領・平野国臣につよく心を寄せ、追討の命にも容易に兵を進めなかったという。破陣後に豊岡藩に捕えられた平野の保護にも大いに尽力したが、累の藩主に及ぶをおそれ自ら藩主に請い、家老の地位を辞したという（『贈位諸賢伝』）。

ただし、生野義拳における豊岡藩の挙動は、後述するように主として出石藩との連繋作戦に拘束されており、どこまで木下の存念が貫徹できたかは疑問である。ただ、平野捕縛後の豊岡藩の寛大な処遇に木下の配慮があったことがうかがわれる。



写264 『旧豊岡藩記事』に収録された「生野銀山一挙始末」(『黒田家文書』福岡県立図書館蔵)

この他、家中では古島良平が勤王の志士と伝えられているものの、その事蹟は明らかではない。

良平は、青年時代は武輔といい、中老役・舟木老之助の部下として行動をともし、嘉永六年のペリー来航に際しては、浦賀まで視察の供をしている。またその前後には、武蔵国橋樹郡大森村での高島流砲術打稽古に、豊岡藩では老之助と二人だけが参加して射射している。この老之助は水戸で藤田東湖に水戸学を学んでいる。こんなことも、武輔の勤王との結びつきの一縁となったのかも知れない。

こうして、幕末期には出石・豊岡をはじめ但馬地方から幾人かの尊攘志士を輩出したものの、彼らの活動はほとんど藩論を左右するまでに成長することなく、地元を離れて京坂の間に個人的活動を展開するに中絶することなく、地元を離れて京坂の間に個人的活動を展開するに中絶することなく、

開するにとどまり、そのほとんどが中途で雄図空しく挫折して、維新変革の原動力たり得ないで終わったのであった。

「生野義拳」と豊岡藩

但馬の天領の村々で、こうした外国の侵略の脅威と社会変革の危機意識に駆られた豪農たちは、自らの村とその地位を自らの手で守らねばならないと考え、農兵の組立てを思いつくようになった。

養父郡能座村の庄屋・北垣首太郎らは、こうした発想から文久三年に京都に上り八鹿出身の西村敬蔵の斡旋

を得て幕府の承認を働きかけるとともに、広く但馬天領の村々の同志に呼びかけ、農兵の組立てを画策した。百姓たちの武芸訓練を通じて当時、但馬に潜伏中の美玉三平・平野国臣らの浪士がこれに接触し文久三年九月五日、養父神社別当寺で、生野代官所地役人をはじめ養父・朝来の豪農・村役人の参加による第一回農兵組立会議が開かれた。

たまたま当時、急進的な尊攘討幕派天誅組が大和・五条に挙兵したため、但馬農兵組立ての指導的立場にあった平野・北垣らは、但馬農兵を手段に天誅組に呼応して但馬でも挙兵することを図り、長州にあった討幕派少壮公卿・沢宣嘉を擁立して、ついに文久三年十月十二日に生野代官所を占拠した。いわゆる生野義拳がこれである。

代官所側では事件発生とともに、いち早く周辺諸藩に出兵鎮圧を求めた。

生野に動員された約三〇〇〇の但馬農民は軍事訓練もまだ行届かぬ烏合の衆であり、かつ村々の豪農・庄屋たちに動員理由も聞かされずに駆り立てられた戦闘意識のない単なる群衆に過ぎなかった。このためやがて出石藩・豊岡藩の出兵を耳にすると浮足たち、総帥・沢宣嘉らの中枢部も戦意を喪失して十三日夜半に生野を脱出すると、生野義拳はわずか二日にして瓦解した。

義拳勢のうち南八郎ら過激派の一部は朝来郡山口村の妙見山に立籠り、北方からの鎮圧軍を迎撃しようとしたものの、農民たちの寝返りにあってあえなく自決し、生野を脱出した浪士の多くも、その途中で農民に襲われて落命した。

帰村した農民たちは、彼らを生野に駆り立てた豪農・庄屋層への恨みから報復を開始し、十月十四日から十

五日にかけて朝来郡山東一帯に打ちこわしが始まったが、豊岡・出石藩兵によって鎮圧され、但馬地方の騒乱状態はようやく終息したのであった。

ところで十月十二日夜、事件発生とともに生野代官所留守居の元締・武井正三郎は八ツ時（午前二時）、早くも内密に出石・姫路両藩に藩兵の出動を要請する密使を送っていた。

出石へは十三日辰刻（午前八時）、姫路へは十三日七ツ時（午後四時）に密使が着いた。

出石藩では早川庄兵衛を総大将に、佐久間正之丞を旗頭とする一番手二二三三人が十三日中に出石を進発し以降、堀半兵衛の率いる二番手一三二人、磯野丹次率いる三番手一三二人がこれに続いた。一番手は十三日に養父市場に進出し、十四日には和田山に達し、十五日には生野に入った。

姫路藩も十四日に総勢一〇〇〇余を繰出し、十五日には生野に入込んだ。急報を受けた京都守護職・松平容保は、ひきつづき柏原・福知山・豊岡・龍野の諸藩にも出兵を命じ、生野は南北から挾撃される形勢となった。生野義拳における豊岡藩の対応については黒田家収蔵文書（福岡県立図書館蔵）の『旧豊岡藩記事』に詳しいので、以下、これをもとに述べてみよう。

生野義拳勃発に先立つ九月五日、出石藩から豊岡藩に飛札があり、

「当節上方筋、如何ノ風聞も有<sup>る</sup>之候間、外警衛場所も有<sup>る</sup>之候へ共……当分但馬国生野陣屋并右最寄御料所御警固ヲモ可<sup>ら</sup>レ被<sup>さ</sup>レ相心得……」

との老中・板倉勝静の通達が付され、万一の際の豊岡藩の助勢方を依頼してきていた。生野義拳は為政者によって充分に予測されていたわけである。



写265 生野義挙跡の碑 生野代官所あと（現在・生野小学校）に建つ。  
（和田山町・足立裕氏提供）

したがって豊岡藩では、公式の出陣要請をまつまでもなく生野町人の注進を受けると十月十三日の朝五ツ時（午前八時）には重臣会議を召集するとともに、直ちに出石藩と連絡を取った。出石藩からも即刻、出兵の申入れがあった。

藩庁では大目付に、合図次第甲冑を着用して御門内の建札の場所、あるいはその持場に出張すること、藩士一同は和久田口の三つずつ打ちの早鐘を合図に非常呼集がかけられること、和久田の早鐘次第に寺社の鐘も打継ぎ足軽は東御館稽古場・農兵の者は裏御門前・かねて申付けの人足の者どもは御作事小屋に馳せ参ずること、などの非常措置を申付けた。また、生野表には町方の者五人を探索のため急派するとともに、家老・木下弥八郎ら十五名の藩士に一番手として十四日早暁、出陣することが命ぜられた。豊岡の町中は、陣羽織・小袴で身を固めた藩士が棒持ちの足軽を引率して郭内外の見廻りを始め三御門には昼夜、衛兵が配置された。町々に自身番が命ぜられ兵糧米五〇俵の春立てが急拠、開始されて町中は騒然となった。十月十四日暁六ツ時（午前六時）、三番鐘を合図に一番手の四〇〇名余が集結した。藩主に御目見のうえ御意を頂戴し、御用番が御礼の言葉を述べて出陣していった。気多郡宵田村で物見の者から近辺に浪士たちが散乱中の様子との報告が入り、蓮生寺に

屯營して探索に当たった。同日、引続き坂本弥三左衛門ら十一名に二番手、舟木多宮ら三〇名に三番手を率いて出陣するよう用意が命ぜられた。

夕刻に出石藩より、なお人数を繰出されたいとの飛札があり兵糧米三〇俵の追加春立てが命じられたが、同夜半にいたって生野表の浪士退散中の連絡が出石藩から入った。

十月十五日、一番手は宍田村を出発して生野に向かったが途中、養父郡網場村で不審な浪人者兩人に行逢いひと通り尋問したところ、因州藩家中の竹嶋直記・東久太郎と名乗り、城崎郡湯島に入湯のため通行中と申立てた。しかし、道筋が違ふし、不審な点も見受けられたので引捕え、警固の兵を差添えてそこから舟に乗せ、豊岡に送付した。

夕刻には一番手が和田山村に着陣したが、ここで出石藩から「近辺おいおい騒立候ニ付」ということで滞陣を求められ、その指示に応じた。その夜、東河谷辺に百姓多数集結と村役人の訴えがあり問いただすうち、今度にはわかたに竹田村で多人数が集まり騒乱状態となった。早速、人数を繰出して鎮圧に当たった。

十五日夜八ツ時（翌午前二時）に二番手も出陣していったが、ちょうどそのころ出石藩から生野表の浪士退散の飛札があり、このため二番手は途中で滞陣することにした。

同日、豊岡ではかねて砲術方に申付けられていた通り小尾崎口に十一寸御筒、町口御門と和久田口に一貫目御筒、日月坂口に一〇〇匁御筒、三坂口に二〇〇匁御筒など、藩常備の大砲がそれぞれ配備された。

十六日、出石藩から竹田村への進出の要請があり一番手は以降、ここに滞陣する。

十月二十五日、生野代官より人数引払い勝手次第の達しがあり、ようやく竹田表から陣払いの段取りとなっ

たが出石藩側から、なお若干名の残留要請があり藩士数人を居残らせて二十六日夜、養父一泊のうえ二十七日夕刻七時半時（午後五時）に無事、帰陣した。

竹田表残留の藩士たちも、周辺村々の鎮静化を見届けた出石藩から「当辺存寄も無<sub>レ</sub>之……都合次第退陣」と十一月十六日に連絡があり、十七日に陣払い、十八日夕七時半時に帰陣して藩庁に届出した。

帰陣の面々には藩主自ら表座敷に出御して御目見し、御意を賜わった。長陣の難渋を痛<sub>レ</sub>い、藩庁は高階守人ら四人に金二分ずつを支給し、足輕には一日銀一匁ずつ、人足には五分ずつの手当てを支給した。後日、出石藩からも岩崎・下村・高階らに各一兩、津山・小西兩人に各二分二朱、足輕小頭に金一分、足輕以下陣場方までの二五人には金二朱ずつが支給されている。

領内両組大庄屋提出の人足帳によれば生野出兵に際しては、町方から一九二四人、在方から四七五三人の延人数の御用人足と、兵糧焚出し人足二二〇人が駆り出されている。

網場村で召捕られた兩人は、警固の藩士が付されて町内の旅籠の二方屋に拘置された。おいおいと尋問したところ、竹嶋直記は筑前浪士・平野国臣、東久太郎は因幡藩の若党・横田友次郎であることが判明し、十月十六日に揚屋入りとなった。揚屋とは土分を入れる牢舎である。ただし『豊岡誌』は、豊岡藩が平野・横田兩人を藩士・古島良平に命じて拘禁させたと伝えている。

このように、豊岡藩の兩人に対する取扱いは寛大で、番士には召捕人への無礼・過言を禁じ、酒・茶・煙草・葉・着替衣類なども与えられ、おいおい寒気も強いからと足袋・蒲団まで支給している。

文久四年正月五日朝五ツ時（午前八時）、兩人は囚人駕籠で豊岡を出発、同月八日には幕命により姫路藩に

引渡された。

兩人はその後、京都六角の獄舎につながれ、禁門の変に際し獄中で斬られた。平野国臣は時に三七歳、横田友次郎は三〇歳であった。

但馬では、義拳参加者があいつぎ検拳された。久美浜代官支配の村々では数人が呼出され、瀬戸村の大江甚助は六〇日の入牢に処せられている。

甚助は養父郡八鹿村の西村五兵衛瑞亮の三男に生まれ、城崎郡瀬戸村の大江家の養子となった。家業の回漕業・酒造業の関係で早くから海防問題に強い関心を示し、しばしば多額の海防献金に応じてきたことは既述の通りである。

甚助の長兄・五兵衛は西村家の家督をつぎ、次兄・西村敬藏は早くから京都に出て医業を営み田中河内介ら尊攘派志士と親交があり、義拳にも京都にあって支援の手を差しのべている。弟・与左衛門は瀬戸村の回漕業・宮代家の養子に入り、末弟・朝倉心斎は湯島で医業を営んでいた。

宗家の西村莊兵衛は生糸仲買いを営み、その一族は城崎・養父両郡における富商であった。それだけにその営業活動は海防問題や、開港後の経済・社会変動と深いかわりをもち、その一族があげて生野義拳に積極活動をとるにいたったのであった。

西村一族のうち莊兵衛・五兵衛・重右衛門・哲二郎らは生野に参陣し、遠距離と短期破陣のゆえに甚助・与左衛門・心斎らは参陣し得なかったが、資金的援助のほか美玉・平野らの浪士をかくまうなど志士的な行動を続けている。生野拳兵の際、北垣晋太郎は宮代与左衛門にあてて、兵糧米の調達のできたので塩・味噌の調達



を頼むなど飛札を発している（『宮代家文書』）。

義挙参加の罪を問われて一族はいずれも閉門を命じられたが、慶応四年の西園寺山陰巡撫に際し、国侍の称が許され、お褒めにあずかっている。

戦時負担の 元治元年（一八六四）七月十六日の禁門の変を契機に幕府は八月二日、諸藩に長州藩征討の出兵増加 を命じた。

この際、幕領には高一〇〇〇石につき兵賦一人が課せられ、幕府の親衛常備軍にあてられることとなったが、たまたま四国艦隊の下関砲撃で長州藩は腹背に敵を受けることとなり、第一次征長戦は長州藩の謝罪恭順で終息した。

しかし、幕府は慶応元年（一八六五）五月十二日に紀州藩主・徳川茂承を征長先鋒総督に任命して、ふたたび長州藩の征討をはかった。

生野代官・横田新之丞もこの年の七月一日に生野を進発し、広島に在陣して兵站事務を担当したが、これに先立つ閏五月六日、代官は領内村々の総代を代官陣屋に呼出し「御進発御用途之内え上納」を申付けている。

久美浜代官所でも「御進発に付上金」が令達され、二方郡口組十六ヶ村で二〇〇戸が六九五両三分二朱を、奥組一〇ヶ村は五一九両三分二朱の献金を余儀なくされている。このさい、城崎郡大浜下組の瀬戸村は四三三両二分の多額を献じているが、このうちには庄屋・後藤平右衛門と富商・大江甚助の二人が各二〇〇両を負担しており、残額は四軒が分に応じて拠出している。

十月二十九日には幕府軍の進発人足の徴発が命ぜられ、上方・西国筋の幕領は高一〇〇〇石につき人足五人、

人足二五人ごとに宰領一人の割で壮健な者を差出すよう布達があった。二方郡口組十六ヶ村は村別に、家数に応じて人足十八人を割当てられた。

口組の『組合規定之覚』によると食事・衣料は官給で、給金・諸費は組合村々の負担とされた。出立の際に給金半年分金一〇両が支給され、半年以上は一年二〇両が加算されることとなっていた。また留守家族には金二朱が村役人から支給されることになっていた。

生野代官領村々では十一月十七日に、村高一〇〇〇石につき五人の人足が割当てられた。給金は年二〇両の日割で、他に賄料・葉代などの手当てが一人一日一〇〇文、そのほか裕・半纏・股引・足袋などが支給されることとなっていた。久美浜代官領でも村々負担の人足給金は、百姓たちに次のような形で割掛けられた。慶応二年七月の瀬戸村の『給銀皆済扣』（『港村誌』）によると、瀬戸村の負担総額は銀二貫五〇〇匁四分三厘で、これを石当たり十三匁八分の高割りと、一軒当たり十五匁五分の家別割りで、六月切・極月切の二回に分納することとなっている。強制的に徴発されたこれらの人足も、生命の危険などで逃げ帰る者が多かったといわれる。慶応二年四月十一日に出発した養父郡の人足三一五人のうち、二七人もの人足が逃げ帰っているのである。このほか、軍用糧秣の徴発も行なわれている。生野代官支配の村々では元治元年九月十一日、村々に干草の用意が命ぜられ、また松明・籬木・縄筵・味噌・梅干・沢庵・薪炭・草履・沓くつまで供出させられている。

こうした数々の戦時負担の割掛けに加え、年々の諸物価の高騰が幕末の社会に大きな暗影をなげかけた。

ことに慶応元年の大凶作は、米価を著しく騰貴させた。久美浜代官に資金貸付などを求める城崎郡祥雲寺村では、この年十二月に村内の水呑・小百姓一同が公儀に示威行動として、非人札の交付を願っているが（『伊

地智家文書』)、翌年二月の京都に始まる騒動は、やがて全国を一揆・打ちこわしの渦に卷込み、その規模と件数は江戸時代最大のものとなった。

兵庫津でも五月に「こぼて」(打ちこわし)がおこり、続いて西宮・灘などで安米売り要求の暴動が発生し、播磨にも波及していった。但馬では六月二十日に村岡藩領に一揆が勃発し、久美浜代官所支配の気多郡稲葉川筋の村々では六月二十六日夜から暴動となり、六月二十七日には出石領弥布村で不穏の事態となった。

このため、豊岡藩でも二十八日には藩士・瀬藤一之丞と古島玄三らをして京口をかためさせる一方、久美浜代官の要請にもとづいて木下八郎太夫・東郷弥太郎らを九日市まで出張させて警備にあたらせている。しかし、二十九日夜には鎮静化したので引揚げた。

『佐川家文書』では同年八月、農兵人別の再調査が命ぜられ藩庁へ報告したことが記されているが、これはそうした社会不穏に対処するための藩庁の空しいあがきであったと思われる。

慶応三年、但馬国の天領村々は石代の引下げ嘆願をめぐって、その動きが但馬全域に及ぶ情

#### 石代嘆願一件

況を示した。

すなわち、この年の九月に久美浜代官支配の城崎・気多・二方・美含の四郡組々庄屋は、連印のうえ久美浜代官に石代一件の嘆願書を提出した。続いて同年十一月、生野代官支配の朝来・出石・養父・気多の四郡二二ヶ村もほぼ同様の石代一件の嘆願を行なった。

慶応元年の嘆願により、石代銀納値段は十月の豊岡町御蔵米の値段の四割二分八厘安とする元立て値段に、定例増銀を加える算出方法を許されたが、向後もこの安石代を継続してほしいというもので以下、但馬天領の

石代銀納値段の算出法の推移が詳細に述べられている。それによると、

享保上知以降 豊岡町市中米価上・中・下の三段平均

天保十二年以降 豊岡御藏米十月値段の四割五分安の元立て値段に定例増銀を加算

弘化二年以降 元立て値段が四割三分安と、二分高になる。

安政元年以降 元立て値段が四割二分九厘安と、一厘高になる。

慶応元年以降 元立て値段が四割二分八厘安と、一厘高になる。

このように近世中期以降、石代銀納値段が<sup>増</sup>増されて次第に高値となっている事情を訴えている。

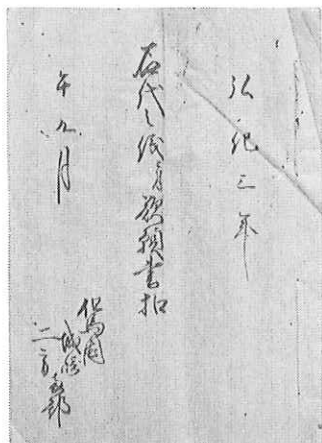
生野代官支配村々の嘆願書には、このほか、ことに近年にいたり長防御進発人足の手当てなど諸入用が増加したこと、大宮御所御造営費用や、生野義拳鎮庄出兵時の継立人足の負担増、異国船渡来以降の物価の未曾有の高値が訴えられている。

このたびの石代一件の嘆願には、天領村々百姓のなみなならぬ決意がうかがわれる。この年十月、奈佐組十一ヶ村では村々百姓の立会い評議のうえ、石代嘆願の聞届けられるまでということ、次のような規定書を取決めた。

一、祭・狂言・盆踊り・相撲・在廻り、決して致申間敷事

一、中分以上（高持百姓以上）、嫁取り・婿取り・年賀之義、一汁三菜、中分以下一汁二菜に限る。鳴物は三味線だけで太鼓は停止

一、改名の際、中分以上は一汁三菜、客は若者だけ。中分以下は一汁二菜



写266 『石代之儀嘆願書控』  
(宮井・三宅家蔵)

- 一、若者どもみだりに寄合ひ、酒・三味線・太鼓で騒ぎ申間敷事
  - 一、尻張り（小正月の行事）・三月・五月の節句に親類以外の祝儀は無用
  - 一、盆・正月・歳暮のやりとりは無用
  - 一、葬礼に酒は一切停止
- そして、十月十一日の規定では、
- 万一、石代嘆願の結果、罪人となるような者が発生したら、
  - 一、宿預人には、日別銀一〇匁
  - 一、手鎖人には、日別銀二五匁
  - 一、首鎖人には、日別銀四五匁
  - 一、入牢人には、日別銀六〇匁

一、遠流人には、金一五〇兩

一、入牢中病死人には、日別のほかに金一〇〇兩

一、死罪人には、四郡で高一石当たり銀一匁ずつ（銀、約二八貫匁）

との訴訟犠牲者への補償規定が結ばれ、かつ訴訟について功績があり所願成就の際は石代大明神に祝い祀り、供米二石ずつを年々献上する。また、もし罪科に処せられる者が出たと

きは、四郡の百姓が残らず久美浜に繰出して早々御赦免になるよう訴える。石代嘆願一件の尽力者を徒党の罪におとさせることは決してしない、などが組合村々の連印で盟約されている（『宮井・三宅家文書』）。この規定書が果たして村々百姓全員が賛成して作成されたものなのか、はたまた、どれほどの現実性を有していたものであるかは明らかでないが、貢租収奪をめぐる幕府権力に立向かう但馬天領農民の強い連帯意識と、それに支えられた強力な反封建闘争がここに看取されるのである。

山陰道鎮撫

幕末の動乱期、一万五〇〇〇石の小藩・豊岡藩は確固たる藩政方針を持たなかった。一方で幕府の使入但命に服するかと思えば、他方では京都の鼻息をうかがい、二大勢力の間を保身に汲々としてい

た。

元治元年一月十四日、豊岡藩兵は入京して桂御所の警備に当たり、藩主・高厚は二月四日に孝明天皇に謁するため京都に入った。そして七月三日には幕府の命で上坂して西宮に滞陣し、慶応元年五月には久美浜代官所の警固にも従事している。

こうした当時の豊岡藩の動静は、家老・猪子清の日記『日慎録』に詳細に記録をされているという。しかし、この史料は現在、その所在が定かでなく、ことの真相は明らかにできない。

慶応三年十月十三日、薩摩藩に続いて翌十四日、長州藩に討幕の密勅が下ると徳川慶喜はついに大政の奉還を願い出て十二月九日、王政復古の宣言が出された。

慶応四年一月三日、鳥羽伏見の戦いで幕府軍が敗走するや、朝廷は西園寺公望を山陰道鎮撫総督に任命し、正月十二日暮六ツ時（午後六時）には早くもその先遣隊の福知山藩士十九名が久美浜に派遣されて久美浜の本



写267 山陰道鎮撫使の宿札(中央町・由利三左衛門氏蔵)

願寺に入った。続いて正月十六日には長州藩士・岩佐清三郎と柴捨藏(本名・北垣晋太郎、養父郡能座村出身)が久美浜に到着し、本願寺に丹波・但馬両国の庄屋を呼出して王政復古・御一新の宣言をするとともに、

- 一、王政復古により、幕吏の旧弊を改め、士民安堵の処置をするので疑惑を抱くな
- 一、これまで関東支配の土地は、すべて天朝御領に復するので、そのように心得よ
- 一、山陰道鎮撫総督に西園寺公望が任ぜられた、嘆願のある者は願い出よ。ただし、一揆は賊徒同様に誅戮ちゅうりくを加える

一、慶応二年の洪水の際の種粃夫食貸付分の上納を容赦する

一、但馬支配地の銀納は四割五分を申付ける

一、丹後支配地の上納は五分米納、五分銀納とする

一、丹後・但馬の検見の村々は十五ヶ年平均の定免とする

などの達書を発した。

また徳川慶喜の罪状を掲げて、追討の趣旨を『農商布告』として示した。

こうした事態に接し、豊岡藩もようやく去就を決し正月十七日、王政復古に協力することを鎮撫使に申入れ

た。

西園寺が薩長の兵三、四〇

〇人を率いて廻来するとの通

報が豊岡に入ったのは正月十

日のことであつた。町方では早速、光行寺を本陣に、その他の四ヶ寺を宿舍として用意し、夜具・火鉢などおよそ五〇通りを準備して待受けた。

西園寺が豊岡に到着したのは正月二十七日の夕刻であつた。同夜は由利三左衛門宅が本陣にあてられ、産物会所が脇本陣とされた。そして鎮撫使は豊岡藩重臣を引見して新政府への忠誠を確認すると、翌二十八日には早くも豊岡を出発し、八鹿に向かった。随従の軍兵は薩摩藩兵の一一九人を始めとする諸藩の兵士総数四五百人、人足は一一〇〇人余という大部隊であつた（『鳥井』・『足立家文書』）。西園寺はその後、二十八日八鹿に宿泊、二十九日から二月二日まで村岡に滞在し、湯村を経て因幡に入り、三月二十八日に京都に凱旋している。

ええじゃな　西園寺が豊岡を去つた旬日後の二月十日夜、豊岡中町の竹屋又治郎方に伊勢大神宮のお宮守りがいか踊り　降つた。当家では早速、小頭所に届出るとともに御守りを店頭に飾つて祭つたが翌十一日の夕方、

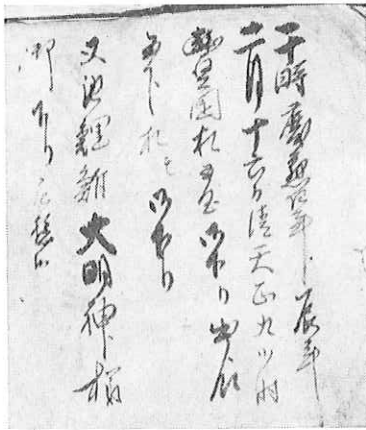
今度は左官の勘三郎方に剣先が降り、十二日からは大踊りとなつた。

こうした奇妙な現象「ええじゃないか踊り」は慶応三年七月、東三河に始まつたもので八月には遠江・尾張・美濃にひろがり、以降東海・近畿一円にも波及していった。十月中旬には京坂地方でも流行し、十一月になると県下各地にも始まつた。山陰では十一月に宮津城下に波及し、翌四年正月には久美浜でお札が降つた。

生野では十二月二十六日にお札が降り、正月三日にもお札降りが見られたが、代官所がお札を回収して踊りを差留めている。しかし慶応四年正月十五日、官軍執事・折田年秀が生野代官所を接収するとふたたび「ええじゃないか踊り」が始まり、十九日から二十一日にかけて三日三晩踊り続けたという。

豊岡では二月十三日から御札降りが諸家にあいつぎ市中は昼夜、踊狂つて藩庁の差留めの沙汰にも応じな





写268 「池鯉鮒大明神御下り」の記事  
大福萬樽替帳より (吉井・小谷家蔵)

った。十四日、十町の町役人が会合して相談したものの処置に窮し結局、十七日までの三日間は踊るに任せざるを得なかった。

踊りは十五、六日と続き、上下老若男女の差別なく市中一同踊り狂った。

十七日には種々の風躰に身をやつした十町の若者・娘たちが夜分まで踊り続け、「まことに賑々敷事限りなし」(『鳥井』というありさま)であった。踊りはいちおう三日限りとしていたのに、十八日に十町の若者が願い出て、さらに三日間の御免となった。

そして二十二日には、お札が藩侯の御輿殿や玄閤、藩重臣の堀家にも降り、「子供様方踊被遊候由」という始末となった。

お札降りはその後も続き、二月二十八日には鳥井家にも天照皇太神宮の御札が降った。鳥井家では早速、お札を店頭飾り、表にメ飾をして町役に届出た。そして子方や近所の懇意の者を呼集めて豆腐汁を振舞った。

昼下がりに踊りたちの繰込みが始まり、鳥井家では店先に酒二斗樽三〇余を積上げ、煮メ・吸物で酒を振舞ったが、その入用は二貫八六八匁を要した。家中の寝たのは夜明け近かったという。

「藩庁、令を下して之を停止す、時に廿日なり」と『豊岡誌』は記すが、事実はもっと続いたようで、三月朔日になっても

「踊之義兎角止ミ不レ申候ニ付」、午後から全同心が動員されて町名主宅に出張し、町役一同を呼集めて厳重に差留めを命じるとともに、夜九ツ時（午後十二時）まで詰め切つて見張りを続けた。このため同日夕方、ようやく豊岡での「ええじゃないか踊り」は静まった。

当時、五荘地区では岩熊の松田治郎兵衛・田中八郎右衛門・大下惣太夫、新堂の稲葉小左衛門方などにお札が降った（『五荘村史』）。

奈佐谷でも、吉井村庄屋・又右衛門宅に三月十六日、「池鯉鮒大明神と銀札が御下り遊ばされ」たとして、近所ばかりでなく、豊岡からも知人がやって来て乱舞している（『小谷家文書』）。

このほか和田山方面では二月二十五日から天保通宝や大藪札が降り、三月二十九日まで私札や寛永通宝が降り続き、八鹿近辺から小佐谷にかけては三月中旬まで踊りが続いた。こうした長い社会的混乱のあとの明治元年六月二十三日、豊岡藩主・京極飛彈守高厚は村岡藩主・山名因幡守義濟とともに新政府に版籍の奉還を願い出た。

「ええじゃないか」の現象については、「封建末期民衆の退廃現象」とか、「神の信仰と結びついた一種の世なおし騒動」などの説があるが、但馬地方において「宗教的エクスタシー（陶醉）」としての「乱舞」と「酒食の接待」にとどまらず「世なおし」としての政治的役割をどの程度に果たしたのかを明らかにすることは、なお興味深い課題である。